

令和7年9月10日

お客様各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「当座勘定規定」の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会では、お客さまとの取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、手形・小切手の全面電子化に向けた対応として「当座勘定規定」の一部改定を実施しますのでご案内いたします。

改定内容のご確認を希望されるお客様におかれましては、当店窓口にお申し付けください。

記

1 改定概要

当座勘定の払出しにおいて、手形・小切手の他に払戻請求書による取扱いを可能とする改定。

2 新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
7 （手形、小切手及び貯金払戻請求書での支払い） (3) 当座貯金払戻請求書による支払いも可能とします。<u>（削除）</u> (4) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続きをしてください。<u>また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認書類の提出等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> 17 （印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>又は諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	7 （手形、小切手及び貯金払戻請求書での支払い） (3) 当座貯金払戻請求書による支払いも可能とします。<u>（あらかじめ、当組合と契約を結んだものに限ります。）</u> (4) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続きをしてください。<u>（追加）</u> 17 （印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>（追加）</u>又は諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>（追加）</u>諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

3 改定日

令和7年10月1日（水）

以 上